

美里町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和6年3月27日

美里町監査委員 石澤光市

美里町監査委員 藤田洋一

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

定期監査

3 監査の対象

- (1) 契約（令和5年度分）
- (2) 補助金の交付（令和5年度分）

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 契約

- ① 決裁権者が適切に承認しているか。
- ② 随意契約を採用している場合、その理由が合理的であるか。
- ③ 経済的合理性・公正性等に反した分割発注が行われていないか。
- ④ 予定価格が漏洩しないための必要な措置が取られているか。
- ⑤ 落札者の決定がルールに従ったものになっているか。
- ⑥ 契約保証金を免除している場合、その理由は適正であるか。
- ⑦ 業務等が契約書及び仕様書に基づいて行われているか。

(2) 補助金の交付

- ① 補助の内容と事業の目的・目標に齟齬がないか、また、過大なものとなっていないか。
- ② 補助金交付申請の内容を精査の上、適切に支出負担を行っているか。
- ③ 概算払いが適切な方法、時期に行われているか。
- ④ 交付要綱に沿った補助内容になっているか。

5 監査の実施内容

令和6年2月2日から2月5日までの2日間、議員控室、南郷庁舎201会議室等において関係書類の提出を求め、疑義が生じた点は関係職員に質問した。

6 監査等の結果

1 から 5 まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、次に記載する事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

(1) 契約

① 請書による契約であるが発注書が作成されていないなど、令和5年3月2日付美総号外にて通知された業務改善が反映されていない事務が散見された。通知を再度確認し、事務を正確に行っていただきたい。

② 契約金額の実際の支払方法と仕様書に記載された支払方法に齟齬があった。
支払方法に限らず、実際の事務や契約書と齟齬がある仕様書が見受けられたことについては、令和5年10月の定期監査においても指摘している。監査の対象となった事務だけではなく、どの契約事務においても齟齬がない仕様書を作成していただきたい。

③ 起工伺を起案する時点で契約保証金の免除が確定している場合には、契約保証金の免除理由書をつけること。

今回確認した事務では、指名業者入札通知伺の後ろに免除理由書が添付されていることが多かったが、契約保証金を免除することが分かる最初の起案書は起工伺のため、起工伺に添付すること。起工伺の起案以降に免除することとなった場合は、その時点の伺書や調書の概要等に「別紙のとおり契約保証金を免除する」と記載し、免除理由書を添付していただきたい。